

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

令和 6 年 8 月
自治行政局市町村課**1 趣旨**

第 213 回国会において成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）により、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）において指定地域共同活動団体制度が創設され（法第 260 条の 49）、当該改正事項については、改正法の公布の日（令和 6 年 6 月 26 日）から起算して 3 月を経過した日から施行することとされている（同法附則第 1 項）。

2 改正の概要

法第 260 条の 49 第 2 項第 3 号において、市町村長が指定地域共同活動団体として指定することができる要件の一つとして、当該団体が、目的、名称、主としてその活動を行う区域等を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていることを備えていなければならない旨規定しているところ、その定款等に定める事項の内容を規定する。

3 根拠条文

法第 260 条の 49 第 2 項第 3 号

4 施行期日

公布の日